（**工芸品の部**）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
絵唐津芦文大皿　一枚	国（文化庁保管）	
灰被天目茶碗（虹）　一口 附　梅鉢文螺鈿稜花天目台　一口	国（文化庁保管）	
伝法衣 一、九条袈裟田相黄地紗条葉黄地紗　一領 一、九条袈裟田相薄茶地花葉文綾条葉紺地菊唐草文綾　一領 一、九条袈裟田相薄黄地刺納条葉黄茶地山道文浮織　一領 一、九条袈裟田相浅葱地雲気文錦、萌黄地花唐草文綾条葉紫地羅　一領 一、九条袈裟条葉小石畳文錦　一領 附一、掛絡　一領 二、帽子　一頭 一、袈裟包　一枚 一、伝衣箱　一基 背面に延宝五年の墨書銘がある	宗教法人東福寺	京都府京都市東山区本町一五―七七八

○文部科学省告示第百二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（**書跡・典籍の部**）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
釈氏往来　一巻 正安四年十月廿四日書写奥書	国（国立国会図書館保管）	
玉篇巻第九零巻　一巻 紙背金剛界私記（治安元年書写）	独立行政法人国立文化財機構（京都国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
峯相記　一冊 永正八年二月七日慶紹書写奥書	宗教法人斑鳩寺	兵庫県揖保郡太子町鵤七〇九
庭訓往来　二巻 至徳三年霜月三日豊前守朝英書写奥書	宗教法人神門寺	島根県出雲市塩冶町八二一

○文部科学省告示第百三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（**古文書の部**）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
明月記自筆本　二巻 嘉禄元年夏、天福元年十一・十二月	学校法人日本大学（日本大学総合学術情報センター保管）	東京都千代田区九段南二―八―二四